

2026年4月～ 申請方法が変わりました！

箕輪町若者・子育て世帯定住支援奨励金

〔補助金額〕基本交付額：30万円 ※条件加算あり

箕輪町で住宅を購入した若者世帯に費用の一部を助成

対象となる建物

いずれも満たしている必要があります

金額：350万円以上の住宅（税込の取得価格）

※1親等から購入した住宅の場合は対象外となります。



対象となる人

新築は着工日、建売・中古は売買契約日時点で①か②のいずれかに該当する世帯

- ① 夫婦のいずれかが40歳未満の若者世帯
- ② 中学校を卒業する前のお子さんがある子育て世帯

上記に該当し、以下のすべてを満たす世帯

- ・取得した家に5年以上住む
- ・世帯全員が町税等の滞納をしていない
- ・過去にこの制度を利用していない

対象となる経費

- ・新築は住宅の工事費、土地代
- ・建売、中古は住宅の購入費、土地代
- ※中古は改修費用含む

奨励金額

基本交付額：30万円

以下は対象者のみ加算されます

□ 子育て加算：住宅取得日において18歳以下の同居する子ども1人につき10万円

※妊娠22週以降の場合も1人として加算

□ ひとり親加算：20万円

子育て加算対象者であって、住宅取得日において母子家庭の母親または父子家庭の父親である人

□ 県外転入加算：50万円

住宅取得日において、以下のいずれにも該当する世帯

- ・世帯全員が県外に居住している世帯または県外から転入して1年以内の世帯
- ・転入前5年以上県外に居住していた世帯

□ Uターン加算：10万円

住宅取得日において、以下のいずれにも該当する世帯

- ・町外から転入する世帯または転入後3年以内の世帯
- ・転入前5年以上、世帯員全員が箕輪町に住んでいない世帯
- ・夫、妻のいずれかが箕輪町に住んだことがあり、かつ、2親等以内の親等が箕輪町に居住している世帯

※住宅取得日とは、登記事項証明書に記載される登記の日付をいいます。

手続きの流れ



① 交付申請兼実績報告（書類の提出）

原則、住宅取得日から1月以内に書類提出

特別な事情がある場合は、住宅取得から1年以内の申請を対象とします。

《提出いただく書類》

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 取得した住宅における若者・子育て世帯の住民票の写し
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 住宅の契約書の写し
- 取得した住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記完了証の写し
- 対象住宅の写真（外観、居室、台所、便所及び浴室が確認できるもの）

《該当者のみ提出いただく書類》

- 母子健康手帳又は妊娠週数を証明する書類の写し（住宅取得日において妊娠22週以降の胎児がいる場合のみ）
- 戸籍謄本（Uターン加算の該当者のみ）
- 戸籍附票の全部証明（県外転入加算の該当者のみ）

② 町による書類審査、交付金額の決定兼確定、申請者への通知



③ 奨励金の請求（請求書（様式第3号）の提出）

交付金額の確定及び申請者への通知後、請求書を提出してください。

④ 町から補助金の支払い



※奨励金の返還

以下のいずれかに該当するときは、奨励金の全部または一部を返還していただきます。

- 交付を受けたときから5年以内に住宅を譲渡、交換、貸付、または世帯全員が転居したとき
- その他、町長が返還を相当と認めたとき

補助金に関するQ&A



Q 町に何年以上住む
必要がありますか？

A 5年以上住む必要があります。
5年に満たない場合は、基準に基づき
返還を求めます。

Q 親と共有名義の場合は？

A 若者・子育て世帯の持ち分が
2分の1以上、かつ350万円以上の
負担をしていれば対象となります。

Q 町の住宅関連支援制度で併用が
できない支援制度はありますか？

A 中古物件取得の場合、空き家改修補助金、空き家片付け補助金との併用はできません。
箕輪町結婚新生活スタートアップ補助金との併用もできません。
また、すでに過去に同制度を活用した世帯が対象住宅とは別に新たに住宅を取得した
場合も対象となりません。

【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課 みのわの魅力発信室

電話：0265-79-3153（直通）

Email：miryoku@town.minowa.lg.jp



町ホームページからも申請できます！